

家事関係の関連規則の整備について

- 1 参与員規則（昭和 22 年最高裁判所規則第 13 号）
  - ・ 引用する「家事審判法」を「家事事件手続法」に変更する（1 条）
- 2 家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則（昭和 29 年最高裁判所規則第 6 号）
  - ・ 引用する「家事審判法」を「家事事件手続法」に変更する（1 項）
- 3 民事訴訟費用等に関する規則（昭和 46 年最高裁判所規則第 5 号）
  - ・ 最高裁判所規則で定めるものとされていた費用の一部が法律で直接規定されたことを受け、これらを削除する（4 条）
  - ・ 引用する家事審判法及び家事審判規則の条文を家事事件手続法の条文に変更する等の整備をする（別表第 2）
- 4 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和 49 年最高裁判所規則第 5 号）
  - ・ 高等裁判所における調停事件の処理のために特に必要があるときは、高等裁判所がその管轄区域内の家庭裁判所の家事調停委員に当該高等裁判所の家事調停委員の職務を行わせることができるものとする（5 条）
- 5 民事執行規則（昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号）
  - ・ 引用する家事審判法及び家事審判規則の条文を家事事件手続法の条文に変更する（181 条）
- 6 民事調停官及び家事調停官規則（平成 15 年最高裁判所規則第 15 号）
  - ・ 引用する「家事審判法」を「家事事件手続法」に変更する（1 条）
  - ・ 引用する家事審判法の条文を家事事件手続法の条文に変更する（3 条）
- 7 人事訴訟規則（平成 15 年最高裁判所規則第 24 号）
  - ・ 引用する家事審判法の条文を家事事件手続法の条文に変更する（6 条）
  - ・ 家裁調査官の除斥及び回避に関する規定を新設する（新 24 条の 2）
  - ・ 金銭の寄託に関する規定を削除する（32 条）

以 上